

電子複合機保守仕様書

第1 保守期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
(ただし、分任支出負担行為担当官が法令及び予算の範囲内で当該保守期間を変更することがある。)

第2 設置場所

(1) 設置場所

新潟市西蒲区巻甲5488番地
北陸農政局新川流域農業水利事業所 2F

(2) 設置台数 2台

電子複合機①

FUJI XEROX DocuCentre-V II C6673 (FAX付き) 1台

電子複合機②

FUJI XEROX DocuCentre-V II C6673 1台

(ただし、対象物件の設置場所については、保守期間途中で変更の場合がある。)

第3 予定数量

(月間予定数量)

《電子複合機①》

モノクロ	10,000	カウント/月
フルカラー	7,000	カウント/月
フルカラープリント	3,000	カウント/月

《電子複合機②》

モノクロ	10,000	カウント/月
フルカラー	5,000	カウント/月
フルカラープリント	2,000	カウント/月

なお、当該予定数量は、当方で予定する見込みであり、決して当該数量を確約するものではないので注意すること。

第4 運用・保守等

運用に必要なマニュアル及び資料等は、物品1台につき各1部提供するとともに、常時良好な状態に保つため、精通したカスタマエンジニアを各庁舎近傍の営業所等に常駐させ、速やかな保守体制が図れること。

第5 消耗品の供給

メンテナンスに必要な部品・消耗品等が常時取り揃えられていること。
運用に必要な消耗品は受注者が供給すること。(用紙・ホチキス針は除く。)

第6 保守料金

保守料金は、定期・随時の物品の点検・修理及び上記消耗品の供給を物品使用量(複写枚数)に応じ代金を決定するカウンター方式とする。

第7 消耗品等の所有権

消耗品等の所有権は受注者に属する。

当方は本契約が終了した場合、消耗品等を速やかに受注者に返還する。

第8 再委託の制限

①修理等の保守は同一の受注者によって実施されること。

②受注者は本契約のすべてを第三者に再委託してはならない。

なお、やむを得ず一部分を再委託する場合は、事前に体制図・再委託理由を明記した文書を発注者側に提出し、その許可を得ること。

第9 情報セキュリティの確保（情報の保護に関する条例等の遵守）

受注者は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（※）」等に基づき、本業務に従事し、又はこれに付随して知り得た機密情報及び個人情報（以下、「情報」という。有形・無形を問わない。）を適正に取り扱わなければならない。

※内閣サイバーセキュリティセンターホームページ

(<http://www.nisc.go.jp/active/general/kijun26.html>) を参照すること。

第10 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じ打合せを行うこととする。